

令和8年度 会計年度任用職員の募集について

中讃広域行政事務組合では、令和8年4月1日採用の会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 主な勤務条件等

募集職種	パートタイム会計年度任用職員（事務補助員、施設管理補助員、ガラス工房講師）
勤務場所・勤務条件等	別紙「職種一覧」のとおり
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※1ヶ月の試用期間あり。 ※再度の任用の可能性あり。（勤務成績、業務量、予算措置、欠員状況等を総合的に勘案して判断します。自動更新ではありません。）
報酬	（事務補助員）時給1,230円～、（施設管理補助員）時給1,280円～ (ガラス工房講師) 時給2,250円
諸手当等	期末勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当等※期末勤勉手当は、支給要件を満たす場合に組合の規定に基づき支給します。（ガラス工房講師を除く）
勤務時間・休日等	週5日以内（週の勤務時間は37時間30分以内） ※配属先によって異なります。詳細は別紙「職種一覧」を参照ください。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引、結婚休暇など）
福利厚生	勤務条件によって、健康保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償に加入します。
服務等	会計年度任用職員については常勤職員と同様に、地方公務員法に定める以下の規定が適用されます。 <ul style="list-style-type: none">・ 服務の根本基準（第30条） 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力で職務に専念しなければならない。・ 服務の宣誓（第31条） 服務の宣誓をしなければならない。・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条） 職務遂行にあたって、法令等各種規定に従うとともに、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。・ 信用失墜行為の禁止（第33条） その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。・ 秘密を守る義務（第34条） 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後においても同様。・ 職務に専念する義務（第35条） 勤務時間中、全力を挙げて職務に専念しなければならない。・ 政治的行為の制限（第36条）

服 務	<p>公の選挙において、投票するように勧誘運動を行うなどの政治的行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 争議行為等の禁止（第37条） ストライキ、怠業その他の争議行為又は中讃広域行政事務組合の活動能率を低下させる怠業行為をしてはならない。 ・ 営利企業等の従事制限（兼業の禁止）（第38条） 任命権者の許可を受けずに私企業を営むことや、報酬を得て本来の業務以外の仕事をしてはならない。 <p>【注意】</p> <p>1週間あたりの勤務時間が38時間45分未満の会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）については地方公務員法上、兼業は禁止されませんが、届出が必要です。また以下の場合は認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業を行うことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 ・兼業を行うことによって、職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって、本組合の信用を損なうおそれがある場合
-----	---

2 選考方法

一次試験 書類選考

二次試験 面接試験

※一次試験の結果については、合格された方に対してのみ、令和8年2月16日（月）までにメールで面接日時とともにご案内いたします。なお、面接は2月中旬～下旬を予定しております。メールにてお知らせいたしますので、メールアドレスに誤りが無いよう登録票にご記入ください。メールが使用できない等の事情がある場合は、電話または書面にて案内いたしますので、その旨登録票にご記入ください。

3 応募方法

(1) 提出書類

中讃広域行政事務組合会計年度任用職員任用予定者登録票

※別紙「職種一覧」を参考に、希望職種の欄には希望の職種を、希望する勤務条件の欄には、希望勤務場所をご記入ください。希望がない場合は不要です。その他、希望する条件等がございましたら合わせて希望する勤務条件にご記入ください。

※現在任用中の方以外で令和6年4月1日以前に登録票を提出いただいた方につきましては、再度登録票の提出をお願いします。

(2) 申込期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月12日（木）16時まで（必着）

(3) 提出先

次の宛て先に郵送またはご持参ください。

〒764-0021 香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地

中讃広域行政事務組合 総務課宛て

4 受験資格等

次のいずれかの条件に該当する場合は、申込みできません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 中讃広域行政事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 登録票の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

書類選考又は面接試験等により不採用となった場合も、有効期間中は欠員補充の候補者として引き続き登録されます。登録期間中に登録を取り消す場合は総務課まで連絡してください。

6 個人情報の取扱い

応募書類に記載された個人情報は、選考および任用手続きにのみ使用します。

7 その他

- (1) 提出された書類は、合否にかかわらず返却いたしません。
- (2) 天候、災害等により選考日程を変更する場合があります。
- (3) 受験に要する旅費等の経費は、すべて受験者の負担とします。
- (4) 募集要項に定めのない事項は、組合の規定等に基づき取扱います。

8 連絡先

中讃広域行政事務組合 総務課

〒764-0021 仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地

TEL 0877-58-5461 FAX 0877-58-5462 e-mail soumu@chusan.or.jp

(以上)